



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 150 ●

年間高額介護サービス費

この秋から「年間高額介護（予防）サービス費」の支給が始まります

◆「年間高額介護（予防）サービス費」とは

介護保険法の改正により、平成29年8月利用分から3年間、介護サービスを長期で利用している方に対し、年間を通しての負担額が増えないように年間上限額が設けられました。

下記に該当する方は、1年間に利用した介護サービスにかかった費用の合計が年額上限額446,400円を超えたとき、超えた分が「年間高額介護（予防）サービス費」として支給されます。

対象となる方	負担の上限額（年額）
次のすべてにあてはまる方 <ul style="list-style-type: none"> 世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方（月額上限額が44,400円の方） 同じ世帯のすべての65歳以上の方（介護サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割 世帯が現役並み所得世帯に該当しない 	446,400円 (37,200円×12カ月)

◆支給対象者には申請書をお送りします

平成29年8月1日から平成30年7月31日までの1年間の介護サービスについて、この秋から「年間高額介護（予防）サービス費」の支給審査を行います。

支給対象者には、介護保険係からお知らせと申請書をお送りしますので、申請書にご記入のうえ、本庁または佐賀支所の窓口へ提出してください。これまでに、月々の高額介護（予防）サービス費の支給を受けた方は、その口座に振り込みますので、手続は不要です。

月々の利用者負担には「高額介護（予防）サービス費」があります

◆「高額介護（予防）サービス費」とは

「高額介護（予防）サービス費」とは、1カ月に利用した介護サービスにかかった費用の合計が、月々の利用者負担の上限額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。

支給対象者には、介護保険係からお知らせと申請書をお送りしますので、申請書にご記入のうえ、本庁または佐賀支所の窓口へ提出してください。すでに申請済みの方は、手続は不要です。

対象となる方	負担の上限額（月額）
<ul style="list-style-type: none"> 現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 ※1 世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方 	44,400円（世帯） ※2
<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方 	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方など 	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方など 	15,000円（個人）

※1 同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上（単身の場合は383万円以上）である場合。

※2 「世帯」は、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額。「個人」は、介護サービスを利用した本人の負担の上限額。

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116